

令和3年12月27日

市政記者各位

福岡市財政局税務部納税企画課

個人情報に記載された書類の紛失について

市税の口座振替等収納管理に関する業務を行っている「市税収納管理センター」（受託事業者：株式会社アイ・シー・アール）（以下「センター」という。）において、個人情報に記載された書類の一部が所在不明であることが判明しました。

下記書類については、誤って廃棄された可能性が高いと判断し、公表するものです。

このような事態となったことについて、深くお詫びを申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。なお、現時点において本件に起因する被害報告はありません。

1 紛失した書類の種類

市税口座振替のお知らせ発布一覧表※（以下「一覧表」という。）

（※振替口座情報が正しく登録されたか職員が確認するためのチェックリスト）

2 紛失した個人情報

（1）件数

2,409件（令和2年度5月分の一部、10月、11月分 計200枚）

（2）記載されている個人情報

住所、氏名、納付番号、振替口座情報、税目

3 発覚の経緯

- （1）令和3年12月16日（木）、センターの管理運營業務を委託している事業者（以下「事業者」という。）から令和2年12月～令和3年7月分の一覧表が市に返却。一部不足があったため令和2年4月（委託開始後）以降の分の確認を依頼。
- （2）同年12月17日（金）、センターより令和2年度5月分の一部、10月、11月分の所在が不明と報告を受け、執務室内の検索を指示。
- （3）同年12月21日（火）、センターより全従業員への聞き取りと執務室内の検索を行ったが見当たらず、事業者前責任者の配置換えに伴う書類整理の際に誤って廃棄した可能性が高いとの報告を受けた。

4 発生原因

- （1）「一覧表」については、チェック作業終了後に市に返却することになっていたが、事業者が問い合わせ等への対応に使用するため、一定期間センター内で保管していたこと。
- （2）事業者の当時の責任者が当該リストの取り扱いの認識が甘かったこと。
- （3）市側の返却確認をしていなかったこと及び事業者への個人情報に関する指導が十分でなかったこと。

5 再発防止策

- (1) 事業者と市で受け渡しする個人情報に関する書類は、納品や問い合わせ対応のための貸出状況について管理表による管理を徹底します。
- (2) 事業者に対して、従業員への社内での個人情報に関する研修の実施、チェック体制の構築を指導します。
- (3) 今回の事案を踏まえ、税務部各課の委託業務において、個人情報の適正管理が行われているか改めて点検するとともに、所属職員に対して個人情報の適切な取り扱いに関する指導、研修等を行います。

問い合わせ先

財政局税務部納税企画課

電話 (092)711-4205 担当 芳賀